

高取町相続登記費用補助金のご案内

空き家の賃貸・売買を行うために、相続に関する未登記を解消した方に対して、登記費用の一部を助成します。



○補助の対象となる登記の種類

- (1) 相続登記：原因が相続又は遺贈である所有権移転の登記
- (2) 所有権保存登記：表題登記のみで権利部（甲区）が存在しない空き家に対し行う所有権保存の登記
※表題部所有者からの相続が理由であるものに限る。
- (3) 未登記物件の登記：表題登記のない空き家に対しあわせて行う表題登記及び所有権保存の登記
※元始取得者からの相続が理由であるものに限る。

○補助の対象となる空き家（次のいずれにも該当）

- (1) 空き家のうちその面積の全てを自己の居住の用に供する住宅であるもの
- (2) 空き家及びその存在する土地の所有者が同一であるもの
- (3) 固定資産税に滞納がないもの
- (4) 空き家流通促進に係る連携協定に基づく情報提供の申込を行い推薦会員の通知を受けたもの

○補助の対象者（次のいずれにも該当）

- (1) 補助の対象となる登記事業を行った者
- (2) 自身の単独所有となる登記の受付された日がR7.4.1以降であり、かつ当該の日から1年を経過しない者
- (3) 高取町に納めるべき税の滞納がない者
- (4) 高取町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

○補助の対象となる経費

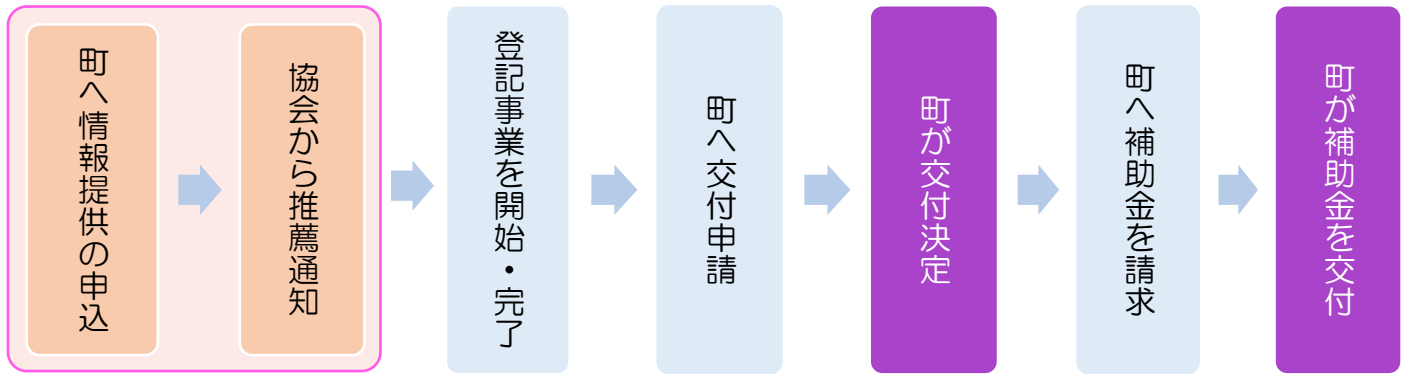
- (1) 遺産分割協議書作成から相続登記事務に係る司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用
- (2) 相続人特定のための戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料
- (3) 表題登記に関し土地家屋調査士等に支払う報酬及びその他の費用
※ 相続登記に課される登録免許税は除く
※ 被相続人を同じくする相続1回に限り対象



○補助金の額

補助率…補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
補助限度額…5万円

申請手続きの流れ



交付申請に必要な書類

高取町相続登記費用補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類：空き家及びその存在する土地の登記事項証明書／所有権保存登記又は未登記物件の登記の場合、相続であることがわかる書類の写し／経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し／申請者・補助対象空き家・その存在する土地に、高取町に納めるべき税金の滞納がないことがわかる書類／補助対象空き家に係る**推薦会員通知書の写し**（通知日が登記の受付された日以前のもの）

空き家流通促進に係る連携協定

町は、（公社）奈良県宅地建物取引業協会と空き家流通促進に係る連携協定を結んでいます。

【（公社）奈良県宅地建物取引業協会について】

宅地建物取引業者の品位の保持及び資質の向上、宅地又は建物の取引に係る業務の進歩改善に資することを目的に設立され、昭和34年に奈良県知事より認可を受けた公益法人です。

現在、会員数は約800社で、協会業務推進の敏速化を図るとともに、会員相互の協調の場として県内に9地区を設置し、業界への協力体制を維持しています。

【協定利用の流れ】

- ① 空き家の売却や賃貸を希望する**所有者**が、**町**に協定に基づく情報提供を申込します。
- ② **町**は、**協会**に空き家の情報を提供します。
- ③ **協会**は、空き家の情報をもとに、当該空き家を取り扱う**不動産業者**を1者、協会員の中から選定し、**所有者**に**推薦**※します。
- ④ **所有者**は、推薦された**不動産業者**に連絡し、媒介契約の相談を行います。

※ただし、「接道がない」「土砂災害特別警戒区域内にある」等、取り扱ったとしても買い手・借り手の見込みがなく、空き家のまま状態が長期化する可能性が高いと判断される場合には、**推薦不可**。

申込受付：高取町総合政策課

詳細は高取町相続登記費用補助金交付要綱を確認してください。

問合せ先：高取町総合政策課 TEL:0744-52-3334